



プラッツ習志野
platz narashino city

習志野市民ホール ご利用のしおり



【お申込みの受付】

1. 受付時間は午前9時から午後4時30分迄です。お申し込みは直接来館の上、所定の申請書により、お申込みください。
2. お申し込みには、ご使用になる月の6ヶ月前の月初め（但し年末年始休暇は除く）の午前9時より受付を開始します。
3. 同一日に申請が競合した場合には協議あるいは抽選により使用者を決めさせていただきます。
4. 電話での予約申し込みは出来ません。
5. 施設予約状況に関しては電話にてお問合せ下さい。

【使用の承認及び施設使用料】

1. 使用申請の内容が適正と認められましたら遅滞なく施設使用料を納付していただきます。
2. 「許可書」「領収書」を交付します。還付をする際に必要となりますので大切に保管してください。
3. 使用料及び器具等使用料、使用時間の区分は、施設及び付属設備使用料一覧表のとおりです。
4. 主催団体の所在地が市外の場合は市外料金の適用となります。申請者の住所ではありません。市外料金は施設使用料のみ市内料金の倍額となります。
5. 使用時間には会場の準備、後かたづけ及び関係者の入退場の時間も含んでおりますので、このことを十分考慮に入れて使用時間を決めてください。

【使用の取り消しについて】

1. 次の場合は使用の承認をいたしません。また、既に承認している場合でも使用を取り消し、停止制限することがあります。
 - ・市民ホールの秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - ・市民ホール設立の目的に反するおそれがあるとき。
 - ・施設等を毀損するおそれがあるとき。
 - ・使用の目的または使用の条件に違反したとき。
 - ・虚偽の申請、その他不正の手段により使用の承認を受けた事実が明らかになったとき。
 - ・使用権を第三者に譲渡または転貸したとき。
 - ・その他管理上支障があるとき。

【還付について】

1. 使用の承認を受けた後、使用取消した場合は、次の通り使用料を還付します。
 - ・使用する日～6日前までは還付しません。
 - ・7日～29日前までの場合は5割還付。
 - ・30日前までの場合は8割還付。
 - ・使用者の責に帰することが出来ない理由により使用等が不能となった場合は全額還付。
2. 還付の申請に必要なもの
 - ・「許可書」、「領収書」、振込先の銀行名、支店名、口座番号、口座の名義人（申請書に記入された代表者名）、印鑑

【事前承認を必要とする事項】

1. 次の事項については、それぞれの使用の条件があります。その旨を事前に申し出て承認を受けて下さい。
 - ・仮設工作物、看板等の設置または掲示（製作に関してはご相談承ります）
 - ・ポスター、チラシ、パンフレット等の掲示または配布
 - ・宣伝、勧誘その他これに類する行為
 - ・物品の販売、その他これに類する行為
 - ・裸火、スモークマシーン、その他危険物の持ち込み使用（原則禁止）

【使用の準備】

1. 使用についての官公署への届け出は、必要に応じて主催者の責任において行ってください。
 - ・警備依頼 習志野警察署
習志野市鷺沼台2-4-1 TEL 047-474-0110
 - ・音楽著作権 (社)日本音楽著作権協会 東京イベント・コンサート支部
東京都港区新橋1-1-1 日比谷ビルディング5F TEL 03-5157-1161
2. 印刷物等の準備
 - ・催物の広告、宣伝及び入場券、案内状等の印刷は、「許可書」を受け取ったのちに準備してください。駐車場は敷地内に一定台数あり、一時間無料の旨印刷して下さい。
3. 会場に必要な人員
 - ・受付、案内、楽屋の接待、入場者の整理等の人員は、主催者側で手配していただきます。
4. 使用者側で準備してもらうもの
 - ・接客用のお茶、事務用品（紙、マジックインク、セロハンテープ等）は主催者側で準備してください。
 - ・お湯、やかん、急須、茶わん、お盆等は用意してありますので、ご利用ください。
5. 事前打ち合わせについて
 - ・催物を円滑に進行させるためにプログラム、進行スケジュール等を持参の上、使用日の1か月前までには舞台の設営、その他必要事項等について必ずプラッツ習志野スタッフ（以下、「スタッフ」という。）と打合せをしてください。

【使用上の注意】

1. 使用時間の厳守
 - ・承認を受けた時間以外の使用は、他の催物及び他の使用者に迷惑を及ぼしますので、使用できません。
2. 定員の厳守及び入場者の整理
 - ・市民ホールの定員は事故防止のため厳守していただきます。また、混雑の恐れのある場合は、スタッフと整理計画を打合せのうえ、習志野警察署へ警備依頼をして下さい。
3. 入場の制限
 - ・次の各号に該当する者の入場は禁止します。（使用中でも該当した場合は退去していただきます。）
 - ・酒気を帯びている者、または伝染病に感染している者及び感染の疑いがある者、
 - ・定められた場所・時間以外で飲食をする者、または立入禁止の場所に立ち入る者。
 - ・他人に危害を及ぼし、または迷惑となる行為をする者、また、その可能性のある者。

4. 下駄、木製サンダルの禁止

- ・下駄・木製サンダルを履いての入場は、他の入場者に迷惑をかける可能性がある為、主催者は参加者及び入場者にその旨を周知徹底して下さい。

5. 喫煙及び火気の使用等の禁止

- ・敷地内はすべて禁煙になっております。また、火気及び危険物等の持ち込みは禁止されておりますので、主催者は十分に留意し、その旨を厳守徹底して下さい。

6. その他

- ・不時の災害に備えて主催者関係者の方々は非常口の場所と避難誘導方法をあらかじめ確認して下さい。また、会場責任者の所在は常に明らかにしておいて下さい。
- ・病人やけが人が出たときは、直ちにスタッフにご連絡下さい。
- ・火災、盗難、操作ミスその他の事故により、主催者、出演者、入場者等に事故が生じた場合、当ホール側に重大な過失がない限り、その責任は負いかねますのでご了承下さい。
- ・その他、ご利用に当たっては習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則を厳守のうえ、十分にご活用とご協力をお願いいたします。

【使用終了後の注意】

1. 備品等の引渡

- ・施設、または附帯設備、備品等は使用終了後直ちに元の状態に戻し、スタッフの点検を受けて下さい。（施設備品を汚損しない様に十分留意して下さい。万一損傷、紛失当があった場合は弁償していただきます）

2. 掲示した看板等、または持ち込んだ道具器具等の類は使用終了後直ちに撤去して下さい。

【駐車場について】

1. 主催者が資材等を搬入する場合は、予めスタッフと打合せを行い指示に従って下さい。
2. 当ホールの駐車場は公民館、図書館、野球場等の合同利用となります。
3. 土、日曜日、祝祭日駐車場が混雑することが予想される日は迷惑駐車起きない様に入場者にその旨を周知徹底して下さるようご協力下さい。

【館内放送について】

1. 緊急を要する放送については、主催者に断りなく放送する場合がありますので、予めご了承下さい。また、それに伴う支障等についてはその責任を負いかねますので併せてご了承下さい。
2. 駐車場の車両等の移動の放送連絡は主催者をお願いいたします。

【その他】

1. 主催者が持ち込んだゴミはお持ち帰りください。ゴミの処分は有料にて承ります。
2. 上記に記載されていない事項等については、スタッフとの打合せ等で確認をして下さい。